

「スクールソーシャルワーカー養成への展望と課題」

—大学における養成教育の視点から—

安 井 豊 子

要約

近年、我が国の教育・学校現場において、児童・生徒が抱える福祉課題は顕著に増加、複雑化、多様化している。これらの課題は、児童・生徒を取り巻く生活状況に起因している。課題の解決、緩和に向けては、児童・生徒の人権・発達保障の理念に立って、課題を抱える児童・生徒と生活環境との関係性の中で、課題を構造的に捉え、明確化し、学内教職員、関係機関との連携と社会資源の活用のもと、環境調整と個人への専門的介入の担い手であるスクールソーシャルワーカー（以下SSWr.と称す）の早急な導入を要している。本論は、我が国のSSWr.の現状を踏まえ、大学におけるSSWr.養成教育の現状と課題を示し、今後の展望について述べている。

1. はじめに（背景と目的）

昨今の教育・学校現場において、児童・生徒が抱える福祉課題は顕著に増加、複雑化、多様化している。具体的には不登校、いじめ、自殺、貧困、暴力、非行、障害等であり、それらが複合的に存在する事例も多々ある。

これらの課題は、児童・生徒を取り巻く生活状況に起因しており、課題の解決あるいは緩和に向けては、児童・生徒の人権・発達保障の理念に立って、課題を抱える児童・生徒とその生活環境との関係性の中で、課題を構造的に捉え、課題を明確化し、学内の人間関係の調整、家族、地域との関係調整を図るためには、学内教職員、カウンセラー、家族、地域住民、関係機関との連携のもと、また社会資源の活用のもと、環境調整と個人への専門的介入が必要である。つまり教育・学校分野におけるスクールソーシャルワーカー（以下SSWr.と称

す)の早急な導入が求められている。言い換えるならば、児童・生徒の人権・発達権保障のもとに、極めて高いソーシャルワークの専門性を持っており、課題解決に向けては個別援助から教育現場における多職種との連携、そして児童・生徒を「学校に通学している子ども」としてのみ捉えるのではなく、家族、友人、隣人、地域住民と共に「地域の中での生活の主体者」として捉え、地域におけるフォーマル・インフォーマルサービスによるネットワークの構築、連携・協働、また、社会資源の開発、制度・政策改革に向けての提言までもを含めた、ミクロから、メゾマクロ、マクロソーシャルワーク実践を担える人物が要求される。

本論の目的は、我が国における教育・学校現場が抱えている児童福祉課題の現状のもとに、課題解決への担い手であるSSWr.の実態、実践にあたっての課題を明らかにし、社会が求める専門性を有したSSWr.を、大学での社会福祉教育過程においての養成はどうあるべきか、どのように社会に送り出していかなければならないのか。また、それら学生がSSWr.として、教育現場で実践活動に乗り出した後においても、大学教員としての送り出したSSWr.への、また社会への責任として果たすべきことは何であるかを大学における社会福祉教育の一環としてのSSWr.養成の立ち位置から明らかにするところにある。

2. 我が国におけるスクールソーシャルワークの現状

SSWr.とは、日本ソーシャルワーク教育学校連盟のスクールソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規定(2017)において学校教育法第1条で定める学校のうち原則として、18歳未満の児童・生徒を対象とした学校、同法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育法に関する施設・機関・組織その他の施設・機関において学校及び日常での生活を営む上で、課題の解決を要する児童・生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行うもののことをいう⁽¹⁾。

我が国におけるSSWr.導入の経緯は、2000年以降の児童福祉に関する政策の新たな展開の中でなされてきた。特に2004年の「発達障害者支援法」の施行のより、知的障害や精神障害でなくとも日々の生活や学校生活において困難な課題を持ち配慮を必要とする児童・生徒に対し、支援の対象とされた。そして2007年の改正学校教育法において、特別支援教育の位置づけがなされた。これ

らの流れの中で、児童生徒が抱えている課題の中でも不登校の支援として教育現場である学校と生活の場である家庭及び地域とをつなぐ支援の担い手としてSSWr.の導入が求められるようになった。

以上の背景のもとに2000年以降兵庫県赤穂市、茨城県結城市、香川県、大阪府等々でのSSWr.の導入が始まった。そこから児童・生徒を取り巻く課題は、いじめ問題、一人親世帯の問題、子どもの貧困問題またそれらを複合的に抱える児童・生徒等教育学校現場に持ち込まれる福祉課題は、多様化・複雑化・複合化が進んで来ており、SSWr.の教育学校現場でのニーズが高まってきた。

そのような状況の中、全国のSSWr.の配置状況について、2014年東京社会福祉士会の全国35都道府県の調査が中等教育学校を含めずに行われた⁽²⁾。SSWr.の配置形態は、SSWr.は都道府県及び市町村の教育委員会に所属し、派遣型（①依頼派遣型②巡回派遣型③登録派遣型）、拠点校配置近隣依頼派遣型、単独校配置型と3種類のタイプに分かれており、依頼派遣型は10自治体、拠点校配置近隣依頼派遣型は6自治体、単独校配置型は2自治体にとどまった。配置人数は全国で1186名であった。その後7年の時間を経ても急速な進展は未だ見られず、以上の結果から鑑みて、SSWr.の配置状況や配置人数にあっては、児童・生徒の人権・発達保障を守るためのソーシャルワークの展開が、我が国の教育・学校現場においては十分になされているとはいいがたい。

3. SSWr.に求められている機能

背景に示したように、昨今の教育・学校現場を取り巻く状況の下での福祉課題への対応として、これまでの教員、カウンセラーに加え、児童・生徒の抱える課題を、人と環境との中で生起する全体の関係性から捉える視点に立って、対象者の固有性、主体性を尊重し、対象者の自己実現に向けた支援を展開できる専門性を有した、SSWr.の配置が早急に急がれる。まさにこのソーシャルワークの専門性（価値・倫理、知識、技術）をこれまでには立ち入らなかった、教育・学校現場という福祉領域以外の領域に立ち入り、そこで専門的分野のサービス提供の根を張り、定着していくことが求められている。

新たな領域でのソーシャルワークは、すでにわが国では約100年余の歴史を持つ保健医療ソーシャルワークがあげられる。また、近年、高齢者や精神障害者や軽度知的障害者の少年非行や犯罪による服役者への心理・社会的リハビリテーション、服役後の地域生活・就労生活支援等、生活そして人生レベルでの支援の早急な体制構築の必要性から、司法分野における司法分野におけるソー

シャルワーク（リーガルソーシャルワーク）にも見て取れる。つまり社会福祉の視点から述べると、スクールソーシャルワークは上記二者と共に、社会福祉においては、障害児者、児童、高齢、貧困等社会福祉課題解決を第一のミッションとする第一次分野に対し、第二次分野でのソーシャルワークの確立の入口に立っていると言える。またその保健医療分野、司法分野の二者との協働・連携も必要とされている。

ここでスクールソーシャルワークの機能や役割を考察する上で、上記にあげた社会福祉の第二次分野の一つである保健医療ソーシャルワークを取り上げ、保健医療ソーシャルワークが保健医療機関で果たしてきた機能や役割を、参考にする。

保健医療機関では、ソーシャルワークの機能の一つとしては、そこに働く様々な専門職を理解し、ソーシャルワークの専門性をもって協働する。そして、医療を司る制度・政策、法の理解、地域における社会資源の把握のもとに地域のフォーマル、インフォーマル機関やサービス、人々との連携・協働のもとに対象者の生活・人生レベルでの支援を医学と他の専門領域の専門職と共に、対象者の生活の回復、自己実現の獲得を担う。

これらの機能を教育機関に置き換えると、福祉課題を抱える児童・生徒に対し、支援を求めない児童・生徒に対してはアウトリーチを行い、ソーシャルワークの専門性のもとに個別援助のプロセスに従い個別援助を展開する。そして、個別援助の展開の中で、児童・生徒と家族、学校、地域との関係調整を行う。対象者の人権が保障されない状況にあっては、権利擁護を行う。また、学校のみならず、関係機関すなわち教育委員会、地域住民、医療や司法機関との連携調整や、協働のもとに児童・生徒の真の発達保障、人間教育をめざす。以上からも「教育」について、知識や勉学を提供することを超えた、全人間教育と発達保障として「教育」をとらえる視点を提供する機能が、根源的にソーシャルワークにはあると考える。

4. スクールソーシャルワークの今後の課題

我が国における教育・学校現場の福祉課題に対応しうるスクールソーシャルワークの発展そして確立していく上での今後の課題として、以下の4点をあげる。

1点目に、未だ教育・学校現場でのスクールソーシャルワークの導入の必要性に対する認識が十分でないことがあげられる。学校という場合は、教育を基盤

として成り立っている。そこに社会福祉を基盤として成り立っているソーシャルワークの導入、すなわち、社会福祉の第2次分野へのソーシャルワークの導入は、容易ではない。教育の中に持ち込まれている福祉課題、現代の児童・生徒が陥っている様々な生活課題、発達課題の実態を教育に関わる専門職がしっかりと理解することがまず必要である。そして、課題解決への援助には、ソーシャルワークの実践が、これまでの教員とカウンセラーの実践に加え必要であることへの認識を要する。現実には、いまだこの点について地域格差がある。これは市町村レベル、都道府県レベル、国レベルでの理解が必要である。

2点目に、1点目に関連するが、SSWr.の労働条件の確保が不十分であることがあげられる。専門職として、常勤での勤務体制が最低必要であり、一人のSSWr.のケース数も視野に入れた人員配置が必要である。つまり一定の量の確保が必要である。そのためには、市町村レベル、都道府県レベルはもとより、国家レベルでの予算の確保が必要である。

3点目に、スクールソーシャルワークの質の担保である。教育過程における質の向上、現場での研修制度やスーパービジョンの確保がなされなければならない。

最後に、近年我が国において、大学への進学率が増加し、大学では多様な学生の受け入れが進む中、障害のある学生及びグレーゾーンの中にある学生の大学進学者が増加し、障害学生の大学の入学者の増加傾向はますます拍車がかかってきている。2016年4月から国公立大学においては、「障害を理由とする差別解消の促進に関する基本方針」（2015年2月24日閣議決定）が出されたことにより、障害学生の合理的配慮の義務化（私立大学にあっては努力義務化）が示され、現在各大学において、合理的配慮に基づく障害学生の修学支援への取り組みが進められている。この実践の中心的役割を担うのはソーシャルワーカーである。このように、今後スクールソーシャルワークは、小・中・高のみでなく、大学においても高等教育を受ける権利を保障するための支援、卒後に向けての支援として、ソーシャルワーク機能すなわちキャンパスソーシャルワーク⁽⁴⁾の導入が急がれる。

5. 我が国の大学におけるSSWr.養成教育の現状

以上示したようなSSWr.の導入経緯や現状の中、2009年以降大学におけるSSWr.養成教育が、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に正会員として入会している社会福祉士または精神保健福祉士の養成校、当該養成校の

設置者が設置する大学院において、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の認定された養成校にて、社会福祉士または精神保健福祉士養成教育の上に立って、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程の実施がなされてきた。そのことから、2014年にあっては、社会福祉士、精神保健福祉士等社会福祉関係資格を有する割合が過半数を占め、それ以前に多かった教員免許取得者や心理関連資格者あるいは無資格者を上回った。

SSWr.養成の中身を見る上で、どのような科目の履修が義務づけられているのかを述べると、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程における科目は、通学課程に関して述べるとスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群と教育関連科目群から成り、各群における科目は、

- ①スクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群：スクール（学校）ソーシャルワーク論、スクール（学校）ソーシャルワーク演習スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導、スクール（学校）ソーシャルワーク実習
- ②教育関連科目群：「教育の基礎理論に関する科目」のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目、「教育の基礎理論に関する科目」のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目、「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」をそれぞれ一科目以上であり、すべての履修が義務づけられている。

2021年度におけるスクールソーシャルワーク教育課程を有する大学は、全国で63校となっている。これは2013年度では全国で23校であったことから鑑みると、確かな増加傾向にあると言える。

6. 大学におけるスクールソーシャルワーカー養成への展望

本章において、SSWr.養成教育の担い手の立ち位置より、益々多様化する児童・生徒を取り巻く福祉課題、とりわけ2020年に全世界的に直面しているコロナ禍の中で新たに発生してきた課題、あるいは重篤化してきている課題をしっかりと見つめ、課題に向かい児童・生徒の人権・発達権保障に根ざした支援者としてのSSWr.を目指した養成教育に向けて社会福祉士・精神保健福祉士養成教育をベースとした上での重要な点を述べていく。

1) 倫理・価値の獲得とそこからぶれない姿勢の獲得に向けて

①ソーシャルワークの倫理・価値の獲得

ソーシャルワークの専門性とは、言うまでもなくソーシャルワークの価値・

倫理、知識、技術を持って言う。それらを「樹」に喩えると、価値・倫理は根であり、知識は幹であり、技術は枝・葉・花・実であると言える。土の部分は、それぞれの大学の教学理念に基づいた人間性、人間形成の部分であると考えている。根である価値・倫理をSSWである前に、ソーシャルワークの専門性として体得すること、そこからぶれずに援助の展開が図れることが、ソーシャルワーカーとしての専門性の基盤であることは言うまでもない。この基盤となるものを体得することを、大学における社会福祉の専門職養成教育プロセスにおいて行うことが、第一であると考ええる。現場では、支援プロセスの段階で、予想しなかった事態に陥ることもある。支援の方向性が見えなくなることや、価値・倫理の異なる他職種との協働の中で、倫理的ジレンマに陥ることも大いにあり得る。その際に、次なる道を創っていくかという際の拠って立つところこそ、ソーシャルワーカーの価値・倫理である。

2005年に国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の倫理綱領に準拠して、日本ソーシャルワーカー協会、日本医療社会福祉協会、日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士会の4団体共通の倫理綱領を策定している。また社会福祉士会は、独自に行動規範を策定している。SSWr.においては、社会福祉士会の「倫理綱領および行動規範」を専門職として倫理的判断を行う際の指針としたい。この倫理綱領において、5つの価値およびそれぞれの原則が明記されている。5つの価値とは、人に対する「人間の尊厳」、環境に対する価値として「社会正義」、これらに対して行うべき価値を「貢献」、「貢献」を行う際の基礎的姿勢として「誠実」、ソーシャルワーカーとしての役割を果たすための「専門的力量」を示している。当然このソーシャルワーカーの価値・倫理は、社会福祉の理念に基づき示されているものであり、理念をおさえた上での価値・倫理の体得である。ソーシャルワークの価値は、ソーシャルワークの原理・原則（クライアントの自己決定、自立支援、エンパワメント、ストレングス視点、ノーマライゼーションと社会包摂等）を導き出す。

以上からSSWr.は、社会福祉の理念を心得え、価値・倫理に基づき、ソーシャルワークの原則に根の部分を獲得していなければならない。現場で、支援のプロセスの中で、壁にぶつかったとき、だれの何のために前の道を切り開いていくのか。児童・生徒の人権・発達権保障に寄って立つSSWr.であらねばならない。

②倫理的ジレンマへの対応能力の獲得

倫理的判断を行う際、SSWr.は社会福祉の専門職ではない、多くは教育を

ベースとする専門職との連携・協働であるため、他の専門職の倫理・価値と競合することが当然起こり得る。またSSWr.にとっては、学校すなわち教育というフィールドは、二次的分野でもあり、他の専門職の倫理・価値を優先した判断が行われることも否めない。その時、当然SSWr.の中で倫理的ジレンマが起こる。その際にも、他の専門職の価値・倫理を理解し、尊重し、最終的には児童・生徒の人権・保障の上に立って、協働でのもと、いかなる倫理を優先すべきかの判断のできるSSWr.の養成が重要である。それに向けて、倫理的ジレンマにおける判断過程に沿って多様な視点から検討できる力を獲得させること、ドルゴフ（Dolgoff, R.）らの「価値の優先順位」⁽⁵⁾を理解し、活用できる力を獲得させることも重要な大学における教育であると考ええる。

2) SSWr.の活動の場である学校という組織の理解

個別援助を展開する上において、まずSSWr.の実践の場であるフィールドを知ることが第一であると考ええる。社会福祉が一次的目的ではない教育の領域を理解すること、そしてそこに働く人びと、すなわち連携・協働する人びとの専門性を理解することが重要である。また教育に関する法律、学校における制度を理解すること、教育機関の体系的理解を行うことも同様に重要である。そして何よりも教育機関、組織の体質をしっかりと理解しておくことが大切であると考ええる。そしてその中で、SSWr.は連携・協働する他者からどのように理解され、期待されているのか、いないのかもしっかりと受け止めておかなければならないことであると考ええる。周囲がSSWr.に対する理解がある程度あるであろうとか、ソーシャルワークについても一定の知識を持っているであろうという考えは現場に持たずに出ていくことの理解を学生がしておくことは、極めて重要である。

なぜなら、ソーシャルワークを教育の場に持ち込むことは、ある意味、これまでに築き上げられた分厚い殻を破っていくことであるだろう。つまり、教育の場は児童・生徒に対する指導、教育という関わりが基本姿勢であり、集団の中で、集団の調和を維持するために、どのように個々の課題を解決していくべきかという立ち位置で、児童・生徒の抱えている課題に関わっていくのである。そこに、児童・生徒を生活の主体者として捉え、表面的に表れている課題のみを捉えるのではなく、課題の背景を時間的経緯をも含めた総合的な関係性から捉えていく視点で、環境改善と課題を抱える児童・生徒のエンパワメントをはかりつつ、課題の解決、緩和につなげようとするソーシャルワークがある意味侵入していくのであるから、異物の侵入であると言っても過言ではない。児

童・生徒の人権・発達権保障を目的とするために、教育の場にソーシャルワークを持ち込むことは、これまで教育の場で働いてきた人々、専門家にアレルギー反応を起こすことも大いにあるということを学生には十分覚悟させて、それでも揺るぎなく、児童・生徒の教育権の保障を含んだ人権・発達権保障からおぼれず、少しずつあせらず、個々のケースの支援を通してソーシャルワークを教育の場に定着していけるような、SSWr.を育てていかなければならないと考える。その時、育てていく側である大学教員もSSWr.の理念・目的である児童・生徒の教育権の保障を含めた人権・発達権保障をしっかりと見つめていることが、大切であると考ええる。

3) ミクロ支援からメゾマクロ、マクロ支援のスキル獲得に向けて

①ミクロ支援のスキルの獲得に向けて

個別援助の展開について、基本をしっかり身に着けること。課題を抱える児童・生徒、あるいは家族との信頼関係を築き上げること。アウトリーチができること。アセスメントの視点では、システム論をベースに、環境の関係性の中で、課題を捉える視点を事例を活用しつつ、グループ学習も盛り込みながら獲得していく支援が必要と考える。援助の展開におけるスキルでは、個別援助の基本からおぼれず、児童・生徒本人のみではなく、家族に対するストレングスの視点のもとに、エンパワメントをはかる支援ができるよう、個人のパーソナリティ、生育歴・生活歴、経済状況、抱えている疾病や障害、生活環境から今ある個人を理解し、共感できる感性も育てていきたいと考える。そのためには、フィールドワークやアクティブラーニングのプログラムを取り入れることも必要であろうし、社会福祉の枠を超え幅広い知識や教養をスクールソーシャルワーク教育に特化した教育課程の以前に行っておくことが必要であると考ええる。

また、生活環境へのアプローチにあっては、環境をシステム論的に捉え、様々な環境システムとの関係性の中で課題を確認し、それぞれの環境システムの関係性にも注目し、関係性を調整していくアプローチの展開のスキルを、理論の獲得をベースにしたうえで、演習において獲得させる教育的支援が重要であると考ええる。

②メゾマクロ支援のスキル獲得に向けて

1 点目にメゾマクロ支援のスキルである学内における連携・協働体制を構築していくコーディネイトと連携・協働のスキルの獲得に向けて述べていく。

ここで大切なことは、学校におけるSSWr.の役割・機能を、SSWr.がしっかりと理解することであると思われる。教育という学問的基盤のもとに、これま

での学校に持ち込まれた児童・生徒の課題を解決しようと努力していた教員集団の中で、社会福祉の専門的視点から、児童・生徒の課題をアセスメントし、ソーシャルワークを展開していくSSWrは、学校その他職種（教員が主であるが）に対して課題そのものが、生活状況の中から生まれてきたものであるという視点を投げかける。そして児童・生徒が抱える課題は、これまでのSSWr以外の教員をはじめとする他職種は、おそらく学校における困りごと、この困りごとを何とか解決しなければならないということに奔走していたと想像できる。そこにはもちろん、課題を抱える児童・生徒の困難を軽減させること、これを第一に考えていたのであるが、他の児童・生徒やその保護者達への影響が及ばないように、また学校としての社会的責任が問われないようにという様々な配慮がなされ、あるいはせざるをえない中で、課題に対応してきていたと考える。

しかしSSWrは、児童・生徒の人権発達保障のもとに学校や地域、もっと広い意味での社会に対して人権擁護を行う立ち位置で、関わっていく役割を担っている。このことをSSWr.養成教育の中で、しっかり自覚させることであると思われる。またこのようなSSWr.の視点を他専門職への共有を得て、児童・生徒の課題解決を図る上で、それぞれの専門性を持って、それぞれの立ち位置でのチームアプローチが必要であり、学内での支援体制づくりや、協働体制づくりを共に築き上げていくことに対して共感を得て、築き上げていくうえでのコーディネイトを担っていける力量を、SSWr.養成課程において獲得させることが大変重要である。

チームアプローチやコーディネイトのスキル、またチームアプローチの要となるカンファレンスのスキルも獲得しなければならない。学校における他職種とのチームアプローチ、カンファレンスでは、おそらくコンフリクトが生まれることは予想される。コンフリクト・マネジメントのスキルもしっかりと獲得しておかねばならないであろう、これらのスキル獲得に向けては演習において、ロールプレイを重ねて行う必要があると考える。また、教職課程の教員志望の学生とのチームティーチングの試みも良いのではないだろうかと考える。

2点目に、学校内におけるSSWr.の業務の確立に向けてどのような働きかけが必要であるかを検討する。あくまでSSWr.のフィールドは福祉機関、施設ではなく、学校という教育機関施設である。社会福祉の第2次分野である。社会福祉の専門性を持つ人が一人もいない中に、多くが「教育学」を学問的基盤とした教育の専門家集団の中で、学校教育法のもとに教育サービスが展開されている中に、SSWr.の業務を確立することは容易ではない。これは、学内での

SSWr.の役割・機能の理解がまずあってのことであるが、労働条件の面での整備も必要である。今日においてSSWr.は、多くが市町村または都道府県教育委員会配属であって、週に一回各学校に出向くことが常態化している。この現状の中での業務の確立は困難であることは言うまでもない。本来の課題を抱える児童・生徒へのソーシャルワークを展開するには、常勤、もしくは非常勤であったとしても週四日の勤務は必要で、まずは各学校に配属とすべきと考える。そのような労働条件の保障は、SSWr.自身の生活の安定も含めて、はじめて良い支援ができるのであるから、このような労働条件確保に向けての努力を惜しまないSSWr.の養成が重要であると考ええる。

また学内での理解を深めるには、個々の事例を通して、チームアプローチやコンフリクト・マネージメントを通して、理解を得ていくことが大切であると考える。これを実行できる人物を育てなければならないと考える。

3点目として、地域におけるSSWr.の役割・機能についての理解と理解のもとでの実践を展開できうるスキルの獲得があげられる。本章（6－3）－①で述べたミクロすなわち個別支援を行う上においても、対象児童・生徒を学内という場における人として捉えるのではなく、地域社会における生活の主体者として捉える視点の重要性を示した。そのことは児童・生徒が抱える課題を学校内での課題としてのみ捉えるのではなく、学校を地域社会における地域の人々の生活、人生を支える機関の一つとして捉え、そこにもたらされている課題を地域福祉課題の一つとして捉え、個の課題を普遍化させ、地域の教育機関における地域教育課題として地域全体で課題に向きあっていく地域づくりを行う、その中心的担い手としての力の獲得が、SSWr.養成課程において重要である。地域のフォーマル・インフォーマルな制度・人的資源に精通し、医療、福祉、司法機関との連携や協働を行っていくことのできるSSWr.であらねばならない。

そのうえで、より必要とされる社会資源の開発にまで目を向け、政策にしっかりと提言できる力、スキルの獲得が必要である。

4) 自己研鑽を惜しまないSSWr.の養成

現場に出た後も謙虚な姿勢を持ち続け、自己研鑽を惜しまず、より良い支援の展開ができるSSWr.を目座することが大切である。また自己にのみに終始するのではなく、SSWr.の教育の場の存在意義とそこでの目的を持ち続け、定着させていくことに努力を惜しまないSSWr.を育てていく教育が必要である。自己研鑽やSSWr.の適切な配置と支援を広げるためにも、SSWr.の職能団体であるSSWr.協会を全国レベル、都道府県レベルでのより一層社会的にしっかりと確

立したものとして、構築していくことが必要であるとする。

7. 大学におけるSSWr.養成課程教員の今後の課題

本文6に示した著者のSSWr.像を目指す上で、大学におけるSSWr.養成課程の大学教員としての課題を以下4点示す。

1) 実習教育の保障

実習教育は現場で生の実態に触れ、生の事例をもって他職種や他機関との連携の中で、これまで培ってきたSSWr.の価値・倫理、知識、技術を用いて、実際に体験を通して学びを得る貴重なSSWr.養成教育であり、時間である。その場と時間を保障することは、大学側の役割であり責任でもある。未だ、現場において業務の確立していない分野に実習生を送り出すにあたっては、学校、教育委員会との良好な関係作りをまず行い、実習教育プログラムの作成、実習中の学生への指導についての役割分担、実習後の評価等すべて協議を行いつつ、協働していけるように大学側がイニシアティブをとって、進めていくことが大切であるとする。

2) SSWr.業務指針の策定

保健医療ソーシャルワークにおいては1989年に当時厚生省（現厚生労働省）が、「医療ソーシャルワーカーの業務指針」を策定した。2001年には保健医療を取り巻くわが国の社会的背景の変化から、改訂版が出された。この業務指針により、保健医療機関の運営管理者をはじめとし、そこに働く多職種に保健医療ソーシャルワークについての理解を深める効果を生んだ。また保健医療ソーシャルワーカー養成においてもこの業務指針は、業務内容の理解の上で支援の方法を学ぶ指針にもなった。

SSWr.業務指針は、教育という分野で保健医療ソーシャルワークと同様の効果を望めるものとする。保健医療ソーシャルワーク同様に国レベルにおいて、教育委員会、教員、SSWr.養成に携わる大学教員、現場のSSWr.が策定委員の一員として参画し、策定することが急がれるとするが、まず業務指針の策定に取り掛かることへの働きかけを、ソーシャルワーク教育学校連盟を通して、早急に行う必要があるのではないかと考える。

3) スーパービジョンの保障

実習中、実習後、卒後におけるスーパーバイザーとしての役割を大学教員が果たすことは、たいへん重要である。一人職場で、道なき道を切り開いていくような立場にあるSSWr.への、特に初年時から3年くらいまでの初任者SSWr.へ

の手厚いスーパービジョン（教育的、支持的スーパービジョン）は、支援の方向性を見失い、バーンアウトしそうになった時に、なくてはならない拠り所となるであろう。また一方では、スーパーバイザーとしての力量を大学教員も日々自己研鑽することを忘れてはならないと肝に銘じたい。

4) 教育委員会、学校との連携

これまですべて述べてきたことに共通することであるが、またすでに何度か述べてもきたが、大学と教育委員会、学校との信頼関係に基づいた良好な関係性の構築を行うこと、これはSSWr.の教育プロセスにおいても実践においても、基本中の基本であると考ええる。これは大学のSSWr.養成を担う教員が、率先して行っていくべきであると考ええる。その第一歩は、SSWr.の基本理念を共有してもらうことにあるのではないだろうか。

8. おわりに

未来に希望を持ち、すぐにつぶれないSSWr.の養成が今様々な福祉課題に苦しむ児童・生徒そしてその家族の人権・発達権保障を担っていく上で、急がれている。そのためには、大学におけるSSWr.養成教育での質の担保がまず必要であると考ええる。また卒後の継続した教育支援、スーパービジョンの定着や事例検討会など大学との教育連携を構築する必要があると思われる。また、何よりも質の高い援助のためには、給与体系の改善を主とした労働条件、環境の整備を大学としても、文部科学省、厚生労働省に対して提言していく姿勢が大切である。

「ダイヤモンドは、ダイヤモンドで磨かなければ光らない。」と言われる。輝く原石を光らせるためにも、SSWr.を養成する側の教員自身、ソーシャルワークの価値・倫理、知識、技術を常におさえ、自己研鑽を惜しまないで課題を抱える児童・生徒の人権・発達権保障をいつも見つめながら、SSWr.を目指す学生と共に学び成長していく姿勢を持ち続けなければならない。

〈注記〉

- (1)・(2)「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規定」日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2017
- (3)「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業に関する規定」日本ソーシャルワーク教育学校連盟 2019

- (4) 「キャンパスソーシャルワーク展開における社会福祉士への期待」 新潟社会福祉士実践報告・安井豊子・新潟社会福祉士会・2016
- (5) <http://kotonohabox.seesaa.net/article/168904469.html>

〈参考文献〉

- * 「相談援助の基盤と専門職」第3版・社会福祉士養成校講座編集委員会・中央法規・2015
- * 「よくわかるスクールソーシャルワーク」第2版・山野則子・野田正人・半羽利美佳編著・ミネルヴァ書房・2016
- * 「子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク」・山下英三郎監修・日本スクールソーシャルワーク協会編・学苑社・2016
- * 「すべての子どもたちを包括する支援システム」・スクールソーシャルワーク評価支援研究所編・せせらぎ出版・2016
- * 「スクールソーシャルワークの今後と課題」・秋山博介著・実践女子大学生活科学部紀要第46号・2009
- * 「学校現場に求められる援助について―スクールソーシャルワーカーに期待される役割と課題―」・佐藤広宗、金子智栄子著・文教がウイン大学人間学部研究紀要Vo.12・2010
- * 「子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク」・日本スクールソーシャルワーク協会編集・学苑社・2015
- * 「スクールソーシャルワーク実践技術」・米川和雄編集・北大路書房・2015
- * 「すべての子どもたちを包括する支援システム」・山野則子編著・せせらぎ出版・2016
- * 「スクールソーシャルワークの現場から 子どもの貧困に立ち向かう」・大田なぎさ・本の泉社・2015

キーワード：

スクールソーシャルワーカー、人権・発達権保障、児童福祉課題、ミクロ・メゾマクロ支援、ソーシャルワーカーの価値・倫理、連携・協働